

# 近世木曽山における「新規立林」成立の様相

—百姓控山林と雜木植林に関する一考察—

田原昇

はじめに

## 一 官民有区分と木曽山の「私林」

(一) 官林公有地私有地取調と「私林」

(二) 公有地の民有地編入伺と「私林」

(三) 官林公有地の再調査と「私林」

## 二 享保林政改革と「村預り御林」の成立

(一) 享保林政改革前後の「自分持林」

(二) 享保林政改革と「村預り御林」の成立

(三) 「村預り御林」の利用

## 三 田沼時代の「新規立林」処分と雜木植林

(一) 安永九年「辰年以後新規立林」の処分

(二) 尾張藩による雜木植林の動き

(三) 栗木の効用

おわりに

明治初頭に木曽山林で官民有区分が進展する中、山林の多くを「官林」に比定しようとする明治政府の思惑にもかかわらず、筑摩県（明治九年八月二日以降、長野県）が一貫して「私林」に比定し続け、結果的に民有林に編入された山林があつた。<sup>①</sup> この山林は当時「享保度林」および「新立林」と称され、どちらも旧幕時代に「人民新タニ明山ニ栽植スルモノ」「人民自ラ新植スルモノ」<sup>②</sup>、すなわち民間植林による新造林として政府や県が認知した山林であった。そして政府や県は、これら山林成立の歴史的経緯を配慮して官民有区分の際に民有林に編入したのである。

翻つて木曽山における植林の動向を見てみると、近世中期以降、木曽山では尽山化が進展する中、田沼時代になると、尾張家と木曾代官山村甚兵衛家が主体となつて、檜や櫟、杉など主要木の植林事業が大々的に展開する。<sup>③</sup>多くの先行研究では、この植林事業は蹉跌し、結果、木曽山では山林

保護に基づく天然更新型育成林業に転換したとする。事実、檜などの人工植林は、気候・土壤の点からも木曽山では向きで、明治期以降に行われた伊勢神宮御遷宮材など、大規模社寺建築で利用された檜材はじめ木曽産出大材のほとんどが天然更新型育成林業による產物であった。<sup>(4)</sup>

しかしながら、改めて木曽山産出木材の木種に注目すると、必ずしも大材の原料となる主要木のみではなく、栗や楓、松など雜木もまた多く産出し、尾張藩内における中・小規模公用材や木曽谷中における家作木などに多く利用されていることが確認できる<sup>(5)</sup>。そして、尾張藩・山村家主導による主要木の植林が失敗する中、村方では栗はじめ雜木の植林を自力で試行し、造林（新規立林）に成功していく様子がうかがえる。この新規立林は「自分持林」「百姓控之山林」とされ、はじめは「持主」の用益権が默認されていたが、享保期以降、尾張藩により「村預り御林」となり、御用材の供給源として利用されるようになる。一方、村方ではなおも新規立林を生み出し、さらに「自分用木」調達のための控山林を拡充していく様子が見てとれる。

そこで、本論文では、村方百姓による民間造林事業ともいべき「新規立林」成立の様相について取り上げ、雜木植林が行われた端緒から新規立林成立の様子、利用の実態を明らかにする。会わせて、新規立林を基とした「百姓控之山林」の存在が明治初頭に享保度林・新立林として認知され、官民有区分が進展する中、木曽山のほとんどを「官林」に編入しようと志向する明治政府の動きを牽制し、「私林」（民有林）を創出する契機となた様子を取り上げる。これによって、近世木曽山における民間の自助努力による山林資源の獲得について考察し、加えて、官民有区分の際に新規立林の存在が与えた影響についても若干考察したい。

## （一）官林公有地私有地取調と「私林」

明治六年三月の「地所名称区別」布告に応じて、筑摩県では木曽山林の官林・公有地・私林区別のための調査を開始し、その結果を同七年六月に

明治六年（一八七三）七月、土地所有権の認定、地押丈量、地価算定による地租付加を目的とした新税制、地租改正条例が公布され、近代的な土地制度と租税制度の根幹が整備された。この条例公布に先立つて、同年三月に「地所名称区別」が布告され、土地を官・公・私有地に区別することとなつたが、木曽山林では明治七年六月に「木曽官林公有地私有地取調伺」が筑摩県から提出され、木曽山林の官公私有区分の端緒が開かれる。

旧幕以来、耕地や宅地では土地占有状況が明確で、官公私有区分を具体化し所有権を認定するのにそれほど問題はなかつた。が、山林では、人跡未踏の深山幽谷といった占有状況の不可解な土地や、入会地など占有状況の複雑な土地が多く、区分の取調さえ困難を極めた。こうした中、木曽山林で私林を比定する方向性を示すために注目されたのが旧幕以来の由緒をもつという「享保度林」（享保度書上林）および「新立林」である<sup>(6)</sup>。

本章では、私林（公有林）比定の手がかりとなつた享保度林・新立林を明治政府や筑摩県がどのように認識していたのか、明治六年三月から同七年一月の官公私有区分と、それに続く同一〇年六月までの官民有区分の際に作成された報告書から、まずは明らかにしたい。

「官林公有地私有地取調伺」として内務省に提出した。この伺では「公私之境界瞭然セサル」としながらも、ある一定の基準で官公私有の区別にあつた様子がうかがえる。<sup>(8)</sup>

すなわち、御停止木のある場所は「村民勝手ニ伐木為致」せて来た旧明山でも全てを官林、村民が家財薪炭などを「自由ニ採樵」していた土地で享保年間の「檜類伐木禁止」の代償に旧尾張藩が下付金を給与した土地、つまりは御停止木のない旧明山を公有地、「享保年間取調候分」(享保度林)に加え「其後追々屋敷又ハ耕地統江労力致候分」(新立林)を私林とする方向が決まっていた。

この方向に則つて、明治七年六月の伺提出までに享保度林に関する取調報告が二度ほど提出された。すなわち、明治六年八月に「享保度御帳面林箇所御届」などと称する届書が各村から筑摩県に提出され、同七年三月に再度、同様の報告書が提出されている。つぎの史料は再提出された「享保度書上林反別木数取調帳」のうち王滝村分である。<sup>(10)</sup>

### 〔史料1〕

#### ( 前 略 )

一 番

字二子持 但險阻

筆請二子持組  
当村持主二子持組

一、林 拾六町壱反壱畝廿四歩

山本長次郎 始 廿六名

惣雜木 弐千式百八拾式本 但、枝下三尺より六尺迄

右者、旧名古屋藩領地之節、享保年中私林取調有之、其砌書上候分現今  
反別木数、前書之通り相違無御座候、以上  
明治七年三月三十一日 第七大区三小区王滝村

副戸長 杉本忠左衛門  
同 松原八郎治

二 番

筆請松原彦八  
当村持主

一、林 壱町八反壱畝五歩

松原彦右衛門

近世木曾山における「新規立林」成立の様相

物雜木 百六拾式本

但、枝下三尺より六尺迄  
目通廻り壠尺より六尺迄

三 番

字野口向井 但平地

右同断

一、林 壱町壱反九畝六歩

物雜木 茂百五本

但、枝下三尺より六尺迄  
目通廻り壠尺より六尺迄

四 番

字野口上ミ中川原

當時持主野口組

一、林 八反壠畝八歩

物雜木 百式本

但、枝下三尺より六尺迄  
目通廻り壠尺より六尺迄

メ四ヶ所

惣計反別 拾九町九反三畝三歩

惣雜木 弐千七百五拾壠本 但、枝下三尺より六尺迄

目通廻り壠尺より六尺迄

筑摩県權令永山盛輝殿

## ▼右之通松本筑摩県福嶋御取調所江差上申候▲

このように、戸長松原彦右衛門はじめ王滝村の村民を持主とする計四ヶ所・総計反別一九町余・總雜木数二七五一本もの山林が書き上げられた。これら山林は「旧名古屋藩領地之節、享保年中私林取調有之」分とされ、だからこそ「享保度書上林」と称されたのである。この山林が享保年中以来の由緒から私林に比定され、以後、官公私有区分・官民有区分の全過程を通じて議論されていくのである。

さて、この「享保年中私林取調」とは、享保九年（一七二四）一一月に享保林政改革の一環として「百姓控之山林」を「村々江御預」とする際に行なわれた木曽村々の控山林書上をいう。百姓を「持主」とする控山林が村預りの御林となつた事実が、私林を比定する根拠となつた理由は第二章第二節で詳述するが、近代的私有林を比定する際に享保年中の出来事を根拠としている点が興味深い。

なお、新立林に関しても同様の取調がなされ、その結果は一覧として筑摩県に提出されている。<sup>(1)</sup>この一覧は、各村ごとに戸数・人員・牛馬・田・畠・官林・社寺・公有地・私林・產物・産業・隣郷距離をまとめたものである。表1は、このうち王滝・上田・荻曾（含敷原在）・長野四ヶ村について、田畠・官林・公有地・私林の項目を抜粋したものだが、私林の内訳から、私林＝享保度林・新立林であることが一見して確認できる。

## (二) 公有地の民有地編入伺と「私林」

その後、官林公有地私有地取調伺は内務省による独自調査を受け、いくつかの疑義は示されながらも、明治七年一一月、おおむね認められる。と

ころが同年同月、「地所名称区別」が改正され、官有地・公有地・私有地の三区分を改め、官有地・民有地の二区分とする旨が布告される。この改正を受けて、同八年七月には早くも筑摩県から「信濃国筑摩郡木曽谷山林之内新立林其他反別木数取調帳相添処分方伺書」が内務省に提出され、新立林・享保度林と「五貫文・三貫文山林」の民有地編入が伺い出さる。<sup>(12)</sup>

## 〔史料2〕

## 第三百号 信濃国筑摩郡木曽谷山林之内新立林

其他反別木数取調帳相添処分方伺書

## (前略)

## 一、新立林

是ハ往古より村々之者共公有地之内ニ就キ銘々其力ニ応ジ地所分割、苗木等植付労力培養致し、其實売買譲渡等之証書も有之、中ニ者祖先ヨリ持伝培養致し候得共、売買譲渡等不致、依而証書無之分も偶有之

候得共、全數百年來私有スルニ相違無之、依而者、從前之通、地所立木トモ銘々持主江附与致度、賦稅之義者相當見込相立、追而可相伺

但、本文新立林之内ニ生立候檜類五木之義者、從來官木ニ付、相当代価ヲ以御払下之積リ、依而村々山元相當代価取調候處、別冊之通ニ有之候

## 一、享保度林

是ハ名古屋藩私有中、享保年間檢地致候義ニ而、全私林ニ相違無之候間、地所立木者悉皆夫々持主江附与致度、賦稅之義者相當見込相立追而可相伺積リ

## 一、「五貫文・三貫文」山林

是ハ新開村之内、黒川耕地於テ古山ト唱、往昔ヨリ同村古幡惣右衛門、

[表1]木曾村々山林調一覧表（抜粋）

村名	田 畑	官 林	公 有 地	私 林
王滝村	田反別 67町7反9畝28歩 畑反別100町3反9畝11歩	ヶ所数記載なし 凡反別：128,084町9反歩 凡木数：10,393,050本 内訳 五木：5,440,590本 雜木：4,952,460本	ヶ所数記載なし 凡反別：1,841町9反1畝歩 内訳　　岩石陥阻人足難立：83町 草場：975町2反5畝歩 柴山：421町1反6畝17歩 木立：220町5反5畝歩 雜悪木：28,530本 内訳　　五木：3,437本 雜木：25,093本 草場：43町5反6畝歩(黒澤村より入会) 木立：69町9反8畝歩(黒澤村より入会) 芝山：27町4反13歩(上松村より入会) その他 栗柄林 反別：107町4反6畝歩 木数：5,747本 内訳　　栗木：4,147本 (夫食のため伐木禁止) 檜木：1,600本 (夫食のため伐木禁止) 柴山：100町歩(三尾村へ入会)	享保度林　ヶ所数記載なし 反別：19町9反3畝13歩 木数：2,751本 内訳　　五木：28本 雜木：2,723本 新立林　ヶ所数記載なし 反別：345町4反3畝24歩 木数：60,412本 内訳　　五木：3,672本 雜木：54,865本 栗木：1,875本
上田村	田反別83町4反4畝25歩 畑反別57町4反6畝18歩	15ヶ所 凡反別：11,914町8反歩 凡木数：451,565本 内訳 五木：250,570本 雜木：200,995本	40ヶ所 凡反別：1,393町5反1畝5歩 内訳　　アカハゲ山：23町5反歩 岩石陥阻人足難立：25町4反5畝歩 残反別：1,345町5反6畝5歩 木数：35,489本 内訳　　五木：12,112本 雜木：14,740本 草山 反別：687町7反1畝17歩 木数：4,167本 内訳　　135町9反2畝1歩 (黒川村より入会地) 27町歩(宮越村より入会地) 柴山 反別：548町1反6畝11歩 木数：3,844本 内訳　　60町2反歩(福島村より入会地) 51町9反2畝12歩 (宮越村より入会地) 木立 反別：109町6反8畝7歩 木数：18,840本 内訳　　21町1反歩(福嶋村より入会地) 栗木：8,627本(夫食のため伐木禁止) その他 草山：41町2歩(宮越村山へ入会地) 柴山：37町9反2畝13歩(宮越村へ入会地) 柴山：20町歩(岩郷村山へ入会地)	享保度林 10ヶ所 凡反別：55町5反8畝2歩 雜木数：12,822本 新立林 292ヶ所 凡反別記載なし 雜木数：46,682本
萩原村・敷原莊	田反別71町6反2畝22歩 内訳 萩原村48町7反6畝12歩 敷原在24町8反6畝10歩 畑反別162町7反1畝23歩 内訳 萩原村88町3反9畝6歩 敷原在75町3反2畝17歩	ヶ所数記載なし 凡反別： 15,848町4反7畝18歩 凡木数：1,443,940本 内訳 五木：468,138本 雜木：975,802本	ヶ所数記載なし 凡反別：2,065町5反4畝22歩 内訳　　草場：1,461町3反26歩 柴山：437町7反9畝18歩 木立：186町4反4畝8歩 雜悪木：34,342本 内訳　　五木：2,567本 雜木：31,775本 その他 栗木：2,500本 反別：148町1反4畝歩(敷原村へ入会)	享保度書上林　ヶ所数記載なし 反別：42町2反3畝歩 木数：6,481本 内訳 五木：2本 雜木：6,276本 栗木：203本 新立林　ヶ所数記載なし 反別：146町1反5畝14歩 木数：33,430本 内訳　　五木：286本 雜木：32,631本 栗木：513本
長野村	田反別69町4反15歩 畑反別24町1畝22歩	2ヶ所 凡反別：2,880町歩 木数：756,000本 内訳 五木：203,000本 雜木：553,000本	19ヶ所 凡反別：801町6反6畝5歩 内訳　　岩石陥阻人足難立：10町歩 残反別：791町6反6畝5歩 木数：26,662本 内訳 草山　反別：393町2反8畝2歩 散木数：10,102本 18町6反8畝20歩 (須原村より入会荷取候分) 柴山　反別：45町3反18歩 散木数：5,945本 立木　反別：53町7畝15歩 木数：10,615本 栗木　木数：2,017本 (夫食のため伐木禁止) その他 草山：217町(須原村より入会荷取候分) 草山：13町歩(野尻村へ立入荷取候分)	享保度書上林 63ヶ所 反別： 51町2反5畝15歩 雜木数：17,107本 新立林 144ヶ所 反別：108町5畝4歩 雜木数：55,340本

本表は、徳川林政史研究所蔵・林絵図124「信濃国筑摩郡木曾村々山林調一覧表」より作成した。

方今ニ至ル迄拾九代連綿私有致し居、別紙証書写之通り、多少之確証所持致し候義ニ而、全私林ニ相違無之（中略）從前之通、地所立木トモ夫々持主江附与致度賦稅之儀者相當見込相立、追而可相伺積

右之外、官林公有地之分ハ取調出来次第可相伺候得共、差向前書新立林、享保度林、及ヒ五貫文・三貫文山林等、從前私有致し來り候分附与致度、反別木数一村限取調帳并新立林之内五木代価取調帳共、一同別紙目録之書類添相伺候条至急御指令仰望候也

明治八年七月十三日 御名

内務卿宛

（後略）

このように、民有地編入の理由として、新立林に関しては「銘々其力ニ応ジ地所分割、苗木等植付労力培養致」してきたことを第一にあげ、売買譲渡の來歴により証書の有無といった問題があり得るが「全數百年來私有スルニ相違無之」と判断されている。また、享保度林に関しては「名古屋藩私有中、享保年間検地致候」山林でもあり「全私林ニ相違無之」として、明治七年三月の享保度書上林取調帳と同じ結論を踏襲している。

何れにしても、「往古」「數百年來」「享保年間」より私有し続けてきた事実に加え、「苗木等植付労力培養」「祖先ヨリ持伝培養」の事実を決め手として、民有地への編入を伺出している。逆にいえば、県当局には、旧幕以来、木曽村々住民が長年にわたり「労力培養」してきた山林が各村内にあり、それは当然、私林（民有地）であるという認識があつたといえよ。

さて、この処分方伺書に對して、内務省では難色を示し、一年後の明治九年五月、ようやく「伺之通特別ヲ以聞届候事」との指令が下される。ただし、当該私林内の五木の代価として金二五三七円二九銭五厘を大藏省国

債寮へ上納するよう求められている。<sup>(13)</sup>

処分方伺書への返答が遅延した理由は、一つには公有地を今回の官民有区分では官・民どちらに区分するのかという問題が残っていたからである。

明治八年七月の処分方伺書から二ヶ月後の明治八年九月、「木曽谷村々公有地之分民有地ニ編入之儀ニ付伺」が筑摩県から提出され、公有地はすべて民有地に編入すべきとの見解が示される。その根拠に「從來人民自由進退致來、加之村々於而夫食或ハ薪炭等ノ為、栗・柄・櫟・松等自費ヲ以培栽、労力培養致候趣ニ有之候」があげられた。ただし、その事実は「積年

ノ慣行」はあつても「土俗ノ口碑而已ニ而確固タル証憑明記も無之」ため、筑摩県では有償払下での民有地編入を目指したところ、近隣の郡村が保証すれば「比隣郡村於而保証」無償編入も可とする内務省の見解が示され、今回の伺提出となつたという。<sup>(14)</sup>

内務省からは二週間ほどで公有地区分は「伺之通」とする指令が下されるが、翌九年四月、地租改正局からこの指令を取り消すと通達される。やはり「労力培養」の事実について「証憑明記も無之」き点が問題となつたからである。そこで同年六月から七月にかけて「官林公有地境界調査」が、内務省派遣職員の手で敢行されたのである。

（三）官林公有地の再調査と「私林」

さて、先に述べたとおり、享保度林・新立林・五貫文三貫文山林を民有地へ編入するとの決定は、明治九年五月に下されている。なので、その決定を遅らせる遠因になつたとはいえ、官林公有地境界調査の結果が、享保度林などの民有地編入に直接影響を与えたわけではない。しかし、この境

界調査は官公私有区分に始まる官民有区分の最終調査にあたり、その報告書は木曽山林の全容を総括するものとなつた。結果、享保度林など私林に対する内務省の認識を端的にまとめた報告書が作成されることとなる。

つぎの史料は、明治九年八月、官林公有地境界調査の直後、内務省地理寮九等出仕・深井寛がまとめた「報告木曽山林誌」の一部分である。<sup>(15)</sup>

### 〔史料3〕

#### （前略）

##### 森林

一、木曽ノ山林元數種アリ、之ヲ大別シテ二トナス、官林曰民林、官林亦三種アリ、一曰巢山、旧例藩毎年鷹ヲ幕府ニ獻スルノ儀アリ、故ニ林中鷹巣ヲ懸レバ輒チ有司伐採ヲ禁シテ以テ之ヲ接養ス、之ヲ巢山ト云フ、合四十九ヶ所、二曰留山、良材森茂ノ地特ニ伐採ヲ禁スルモノ之ヲ留山ト云フ、合廿一ヶ所、三曰明山、巢山留山ノ外人民ノ株樵ヲ許セシモノ是ヲ明山ト云フ、但、五木ハ一般之ヲ禁止ス  
私林亦三種アリ、一曰古山、木曾氏遺民之所有ニ係ルモノ一ツニ之ヲ五貫文山ト云フ、合四百廿二ヶ所、二曰享保度林、享保度檢知ノ際公認セシモノニ係ル、合六百十一ヶ所、三曰新立林、享保度後人民新タニ明山ニ栽植スルモノニ係ル、合三千六百拾五ヶ所、蓋木曽ノ山林ハ大抵此數種類ノ性質ヲ以テ成立ツト雖トモ寛文以前ハ山林ノ伐採一二之ヲ人民ニ委シ巢山ノ外、亦留明山ノ称アラス、然ルニ當時保護ノ制ナク人代譲カ民頗ル濫伐ヲ極メ、山林為メニ大ニ荒ル、寛文四年始メテ留山ノ制定ム、留山濫伐明山ノ称此時ニ権興ス、之レ木曽森林ノ第一変革トス、此時ニ当テ森林保護ノ法未タ備ラス、濫伐ノ弊代未タ止マス、藩深ク之ヲ患ヒ享保中ニ至リ再ヒ留山ヲ増置シ始テ官代ノ法ヲ行フ、尚

木曽山留山ノ周囲ニ於テ更ニ区域ヲ設ケ伐採ヲ禁ス、時ノ人之レヲ鞘山ト称ス、蓋其周開ヲ包蔵スルヲ以テナリ、此時始メテ私林ヲ検定ス、所謂享保度林是ナリ、其後人民自ラ新植スルモノ惣テ之ヲ新立林ト云フ、先是宝永中五木ノ禁アリ(事後ニ見ユ)、至此其法益嚴ナリ、是木曽森林ノ第二変革トス、爾後法漸陵夷シ、天明中ニ至濫伐ノ弊復起ル、於是再ヒ其法ヲ更張シ以後数十年ニ至り慣ニ依リ之ヲ施行ス、明治四年名古屋藩廢セラル、旧法此ニ至テ廢止ス、同七年我地理寮始メテ官員ヲ派出シ、更ニ山林ヲ調査セシム、始メテ旧藩ノ制タル五木ハ私林ト雖モ一般ニ之ヲ禁止シ、必需アレハ隨テ之ヲ官收シ、而テ雜木ハ亦官林中留山ト雖トモ勝手ニ人民ヲ採樵ヲ許セシヲ以テ沿襲ノ久キ稍々官民ヲシテ望ヲ良材ニ絶チ、剩ヘ從テ之ヲ傷害シ、却テ雜木又ハ草場等ヲ希望スルノ念ヲ起サシムルニ至リ、此始テ官民有ノ区別ヲ定メ、官林ハ人民ノ入林ヲ禁シ、私林ハ都テ其所有ノ權ヲ復ス、然ルニ此地從来専ラ山業ニ頼テ生ヲ営スルヲ以テ、特ニ明山ノ中ニ就キ其幾分ヲ割ヒテ人民ニ付与スベキ見込ヲ立タリキ「案スルニ仏國ノ法ニ從來人民ニ備与セシ、或ハ其森林幾分ヲ割ヒテ与フルノ法アリ、之レヲ「カントンマン」ト云フ、蓋シ亦此意ノミ」、於是前ノ官民混淆セシモノ区域粗木立チ、亦以テ其所有ノ權ヲ保スルヲ得タリ、是レ木曽森林第三变革ト

#### （後略）

深井寛は、筑摩県の「木曽官林公有地私有地取調伺」に対する明治七年七月の内務省再調査以来、度々木曽山林の調査に携わった地理寮の官員で、<sup>(16)</sup>此時ニ当テ森林保護ノ法未タ備ラス、濫伐ノ弊代未タ止マス、藩深ク之ヲ患ヒ享保中ニ至リ再ヒ留山ヲ増置シ始テ官代ノ法ヲ行フ、尚

深井によると、木曽山林には大別して官林と民林（私林）があるという。

そして官林には、巣山・留山・明山の三種があり、私林にも同じく古山（五貫文山）・享保度林・新立林の三種があるとする。古山は「木曽氏遺民之所有ニ係ルモノ」、享保度林は「享保度検知ノ際公認セシモノニ係ル」、新立林は「享保度後人民新タニ明山ニ栽植スルモノニ係ル」としている。

さらに、「享保中」に留山の周囲に区域を定め、伐採を禁止する「鞘山」を設けた時に「始メテ私林ヲ検定」したと記す。この私林こそ「所謂享保度林」であった。その後、「人民自ラ新植スルモノ惣テ之ヲ新立林ト云フ」ようになつたという。

このように深井の見解は明治六年三月の「地所名称区別」にはじまる官公私有区分・官民有区分において、木曽山の「私林」（民有地・民林）に比定された享保度林・新立林について、筑摩県や内務省が打ち出してきた見解を端的にまとめるものとなつてゐる。すなわち、享保度林とは享保九年（一七二四）の木曽谷総検地の際に認定された「私林」であり、新立林は享保期以後「人民自ラ新植」してできた山林であった。

さて公有地については、今回の調査を受けて明治十年六月、かつて筑摩県が提出した「木曽谷公有地無代下渡井立木払下之儀ニ付伺」に則つて、

旧明山二〇万町歩のうち三万町歩を無代下渡して民有地とし、残りの大部分を官林とする旨が指令がされた。ここに官民有区分が事実上終了する。

以上、第一章を通じて官民有区分の動きを追いつつ、私林（民有地）比定の基準となつた享保度林・新立林という二種類の山林の姿を明らかにしてきたわけであるが、ここで一つの疑問が生じてくる。すなわち、従来の研究では、木曽山は元來「尾張藩側は『全体木曽之義、百姓控之山林ハ無之義候』として、百姓控林の存在自体を全面否定しており」<sup>(18)</sup>「木曽全山

が御林である<sup>(19)</sup>との見方がされてきた。にもかかわらず、官民有区分では享保期に私林（享保度林）が認定され、以後、「人民自ラ新植」により私林（新立林）が増大していくとしたとしている点である。

そこで次章では、享保度林、新立林の様相を同時代の史料から見直し、近世木曽山における私林（百姓控山林）の実態を明らかにしたい。

## 二 享保林政改革と「村預り御林」の成立

明治二年（一八六九）三月、木曽三十三ヶ村惣代島崎正樹は、明山の民有化を求める歎願書を作成し、木曽御料林事件<sup>(20)</sup>の端緒を開いている。<sup>(21)</sup>正樹は、小説『夜明け前』の主人公青山半蔵のモデルで、同書の作者島崎藤村の父でもあつたが、彼による歎願の骨子は「王政復古百事御一新之折柄と申、仰願くハ享保以前ニ復古」することであつた。すなわち正樹は、木曽住民の今日の苦境は、享保林政改革により「金山封鎖にも等しい育林政策の強行」がなされ<sup>(22)</sup>、木曽谷住民による山林利用が厳しく制限されたことに原因があると考へている。そこで彼は、山林利用制限以前の「享保以前ニ復古」して欲しいと願つたのである。

たしかに享保林政改革は「育林政策の強行」がなされた時で、「木曽山の優良林一帯がほとんど留山に指定」され、しかも「同時に百姓の個人持山である百姓控林を一律に回収して村預けにした」時でもあつた。<sup>(23)</sup>しかし第一章でみた通り、明治新政府や筑摩県にとって、享保林政改革の時期こそ私林（民有地）比定の基準となる享保度林が成立した時期であつた。

そこで第二章では、享保林政改革の前後における百姓控山林の様子を検討し、後世に享保度林と称された山林の成立を明らかにしたい。

(一) 享保林政改革前後の「自分持林」

享保六年(一七二二)、明山の鼠子が留木に指定され、宝永五年(一七〇八)の御停止四木(檜、楓、明檜、楓)と合わせて、ここに木曾五木御停止の制が始まる。同七年には、木曾谷中の新規切畑が制限され、山火事による山林焼失を防止し、同九年には、留山の区域を増大するなど「一途に木曾全山の「御林化」を図る」ところに享保林政改革の狙いがあつた。<sup>24)</sup>そしてこの改革の一環として、五木御停止による民間利用材の不足に備えて、享保五年には栗木、同七年には松木の伐採が制限される。

つぎの史料は、この松木伐採制限に関する申渡であるが、その記述から百姓による「自分持林」の有り様がうかがえる。<sup>25)</sup>

[史料4]

急度申渡覚

累年檜・櫟・楓・明檜生木・小檜曾木迄堅御停止被 仰付置候ニ付、  
年々申渡之村々において茂御法度相守事ニ候、并栗木之義も自分持林ニ有  
之込もむざと本切り不仕苦ニ、是又毎度堅被 仰付其旨承知之事ニ候、  
就夫、只今ニ而ハ家作木ニ用候者松之木之外ハ無之候、然者、村々ニおる  
ても庄屋・組頭共了簡も有之、松木大切ニそたて置可申義ニ候處、其心  
付も無之と相見江、むざと薪木等ニ切取商売ニ致し候様子ニ候、松木薪ニ  
切尽し候ハ、追々面々家作木ニ用可申木も無之、次第ニ諸人之難儀と  
相見江候、依之、今度松木之御法度被 仰出候事

(一 中 略)

一、自分持林有之者、自分入用之薪ニ林之内ニ有之松木切候義者心次第  
之事ニ候、然共、商売之為として松木薪ニ切り、外江壳候儀者自今已

近世木曾山における「新規立林」成立の様相

後御法度被 仰付候所ニ、自今持林より切出し致商売候と有之候而者、紛敷品も有之ニ付、堅ク御法度被 仰付候、万ニ、自今已後此趣違背之族出来候ハ、急度、御僉儀可被 仰付候、其節、自分持林ニ而切候申分者不相立候事

(一 中 略)

右之趣、今度被 仰出候間、可令承知候、若違背之者有之者、御僉儀之上、當人者勿論、庄屋・問屋・年寄・組頭共迄越度ニ可被 仰付候也、寅十二月(享保七年)

(一 後 略)

享保期ごろの木曾谷中では、村々に栗木や松木を主とする「自分持林」があり、家作木や薪木などとして利用されていた。しかし近年「持林より切出し致商売候」様子がみえ、次第に家作木などが不足し「諸人之難儀」となつたため、今回、伐採制限を申渡したという。ただし「庄屋・組頭共了簡も有之、松木大切ニそたて置可申義ニ候」とあるとおり、「自分持林」といえ、ある程度、村方による管理指導がなされていた様子が見うけられる。何れにしても、木曾谷中では「自分持林」があり「面々家作木ニ用可申木」を確保していたのである。

(二) 享保林政改革と「村預り御林」の成立

こうした中、林政改革と連動して、享保九年(一七二四)三月から閏四月にかけて木曾谷総検地が行われた。この総検地は、これまでの役木(木年貢)を廃止して、木曾谷中からの定納年貢を得るためにおこなわれたものである。結果、村々の年貢納高は平均三〜四割を増す一方、役木の代わり

に下用として給付される下用米が廃止され、ただでさえ飯米不足の村々では苦慮するところとなつた。<sup>(26)</sup>

そして、この総検地において、百姓を「持主」とする多くの山林が書き出されることなつた。つぎの史料はその王滝村の例である。<sup>(27)</sup>

### 〔史料5〕

▼享保九辰年木曾田畠御檢地之節、御領主尾張殿御役人衆江書上候控▲

覚

一、松林 野口少上ミ中川原ニ近年少々相立置申候

持主 村中

一、松林 野口向井田畠除之為ニ少々相立置申候

持主 彦八

一、栗木林 少々之處上嶋ニ御座候

持主 同人

一、二子持村水上ミかな木立留置申候

持主 村中

右之外ニ林と申村中ニ無御座候、以上

辰十一月

王滝村庄屋 彦八印

同所組頭 忠左衛門印

(以下組頭六人略)

(木曾地方御役所)

(後略)

このように庄屋などを持主とする山林については、前節で見た通り尾張藩でも「自分持林」として、その存在を認知し、当然、今回の総検地でも書上げられたのである。ところが、尾張藩はこの山林に対して、享保九年

一一月、つぎのような態度でもつて臨むこととなる。<sup>(28)</sup>

### 〔史料6〕

▼享保九辰年木曾谷御領主尾張大納言殿御内御年寄衆より木曾福嶋山村

甚兵衛殿江被仰越御書付写▲

一、谷中百姓共之内控山林令所持候者茂有之由ニ候、全体木曾之儀、百姓控之山林者無之儀ニ候得者、其村々明山之内を其所之百姓控之様ニ申なし候物と相見候間、百姓共江も右之訛能々被申聞、山林控と申儀相止させ候、只今迄百姓控之山林、其村々江御預ケ候間、無断木一切伐取不申、若不伐して不叶節ハ、断申達候様ニ可被申付候、相達候ハ、無據証聞届、少々切候儀者可被差免候、大分之義、又者無拠謂無之して木伐取度断相達候ハ、此段者不取上候様ニ可被相心得候

この度の総検地において、村々の明山の一部を「控山林」のようにして「令所持候」百姓が見うけられた。しかし「全体木曾之儀、百姓控之山林者無之」はずであり、「只今迄百姓控之山林、其村々江御預ケ候間、無断木一切伐取不申」よう申付けるという。

この史料については、従来、「木曾には百姓控の山林などある筈はない。つまり山は總てお上のものであるという前提に立つての处置」「木曾山一円支配の実をあげるためには、私所有的な山林の存立を認めるわけにはいかなくなつての处置」、あるいは「百姓控山の存在自体を全面否定して(中略)木曾全山御林化の意向が反映されている」处置であるとされてきた。<sup>(29)</sup>たしかに「全体木曾之儀、百姓控之山林者無之儀ニ候」との一文は、「百姓控山の存在自体を全面否定」しているかのように見うけられる。が、實際には「無據証聞届、少々切候儀者可被差免候」とあるとおり、「これまでのように勝手な伐木が許されなくなつただけで、旧の控主に必要を生じ

た場合には、その手続きさえ履めば禁木のほかは優先的に採材を許されるのであるから、いわば他人の用益できない「明山」となつたまでで、あつたという。<sup>(31)</sup>

事実、つぎの史料のように、享保九年の村預け以後も從前どおり「自分持林」としての表現が通用している。<sup>(32)</sup>

〔史料7〕

一、辰年御書上仕候拙者控松原と申處之川除ニ立置申候松林、重而田畠之蔭ニ殊外罷成候分、三拾本本切奉願候、其外蔭ニ罷成候分、未少々ツ、留申度奉願候、右三拾本之本切木、猪垣・ふけ田之あぜニ用申度奉願候

右之通御免被遊被仰付被下候様ニ奉願上候、以上

享保十二年未十月廿日 王瀧村庄屋 彦八

御奉行所

このように、すでに「村々江御預ヶ」となつた山林を「拙者控」と称し、さながら庄屋彦八自分持ちの林であるかのように表現しているが、「猪垣・ふけ田之あぜ」に利用するため松木三〇本を本切するにあたつては尾

張藩に「御免」を願い出ている。結局、享保九年一一月の控林を村預けとする申渡は、「百姓控之山林者無之」との請書を村々から徵することによつて、「林政当局としては、この際山内取締り(盜賊伐の口実封鎖)の強化」を志向したもので、「百姓の慣行上の用益権が全く否定されたのではない」のである。<sup>(33)</sup>

この村預り御林の百姓用益権については、再三、尾張藩によつて確認がなされたようである。例えば、申渡から一五年後の元文四年(一七三九)二月に尾張藩から山村甚兵衛へ仰越された書付には「尤、右之外林并巢山

野田等之儀、検地以後村預り入合等ニ致候処者、向後其通り村預り入合ニ申付、控之儀者夫々控分ニ致置、用木并木草等取候儀者、只今迄村方入合之分者向後共入合ニ致、検地之後不入合分ハ向後其通可相心得旨、且又、村々控林等之義茂、只今迄之通村預ヶニ而被差置候」とあり、村預けとなつた村々控林は「只今迄村方入合之分者向後共入合ニ致」としてその入会権が保証されている。<sup>(34)</sup>

こうした慣行上の用益権・入会権が認められた背景には、百姓控山林の成り立ちが深く関係している。つきの史料は、元文四年一〇月に、同年一二月の書付に先だって木曾谷中から木曾福島上之段の尾張藩立合役所に提出された「村預り御林書上帳」のうち王瀧村の分である。<sup>(35)</sup>

〔史料8〕

二子持

一、かな木林 壱ヶ所【堅拾町程・横六町程】二子持村中控

右者先年より村中田地井之水上ニ御座候故、立置申候

上嶋

一、栗林 壱ヶ所【堅三町程・横式町程】彦八控

右者先年より控之本田統ニ御座候故、立置申候、由緒相知不申候

瀬戸

一、松林 壱ヶ所【堅式町程・横壹町程】野口村中控

右者先年より村中用木之為立置申候

野口川向井

上嶋

一、松林 壱ヶ所【堅三町程・横壹町程】彦八控

右者先年より田畠川除之為立置申候

メ四ヶ所

右之通、去ル辰年御書上仕候処、村預ヶ御林ニ被仰付候場所如此<sup>二</sup>御座候、以上

元文四年未十月 王瀧村庄屋 彦右衛門

同所組頭 忠左衛門

(以下、組頭一六人略)

▼福嶋上之段尾州立合御役所▲

御奉行所

(後略)

このように、王瀧村には四ヶ所の村預り御林があるが、それぞれの成り立ちが並記されている。すなわち、村中田地井の水上に「立置」、控本田の地続きに「立置」、村中用水のために「立置」、田畠川除のために「立置」の四つである。どうやら村預りとなつた百姓控山林は、当初、個人持田畠(=控之本田)などの水源涵養、用水の土砂流出防備、風水害防備(川除)のために、新たに植え立て置かれた〔立置<sup>36</sup>〕一種の保安林のようである。だからこそ百姓たちは「人民自ラ新植」して維持し、ついには享保度林に加え新立林の成立をみたのである。<sup>37</sup>こうした保安林としての百姓控山林の姿は、元文三年六月、大水による村内損害の書上に「当村彦右衛門控字松原、去ル辰年御書上仕候村預り御林、五月廿七日之大水ニ不残流レ只今松木拾五本程相残り申候、右之分も重而之水ニ而流レ可申様子ニ相見申候」とあることからもうかがえよう。<sup>38</sup>

### (三) 「村預り御林」の利用

では、成立した村預り御林のその後の展開と利用はどのような様子であったのか。つぎの史料は、村預り御林成立直後の享保二三年(一七二八)一〇月に、木曾材木奉行所から木曾谷中に仰せ付けられた村預り御林取締に関する一札である。<sup>39</sup>

〔史料9〕

指上申一札之事

一、御検地以後御引上ヶ村々江御預ヶ林之儀、根廻り漆植立申筈、其外御林之内ニ而も先年之有漆有之も御座候間、漆根廻り植立候所之村林之分ハ、其漆主江御預ヶ被成、尤御林之内雜木材木ニ成候木ハ、下茹等致宜生立候様ニ仕置、御用ニ可相立分ハ追々御札木可被仰付旨、其外自分用木ニ本切仕度候義御座候ハ、前々之通木銘・木数・本口等書付を以御断申上、可任御指図ニ旨、尤立木本伐仕候ハ、追々植足し、惣而御山内荒不申様ニ仕、勿論火之用心堅相慎可申旨被仰渡奉畏候、村中御林預り主江堅申渡急度相守可申候、若御林之内下茹等事寄せ、材木ニ可罷成立木猥切取申候哉、其外紛敷義仕候ハ、何分之越度ニ茂可被仰付候、為其一札指上ヶ申所、如件

享保十三年申十月

木曾谷中庄屋・組頭 名印

御奉行所

このように木曾材木奉行所からは、下茹り、御札の設置、本切分の植足しなど詳細な指示がなされ、まさに尾張藩の「御林」同前のような扱いであつた。一方、先述の通り「書付を以御断」の上でならば自分用木の使用を認めるなど、尾張藩による山内取締のための回収と村預け、その上での村方への用益権の留保といった態度が、ここでも見つけられる。

このように村預り御林に対して、尾張藩当局と村方で相二分して関わり

合う有り様は、江戸期を通じて続いたようである。が、時として両者の思惑に齟齬が生じる場合もあったようである。つぎの史料は、宝暦七年（一七五七）一〇月、尾張藩が村預り御林から御材木伐出を命じた際、それに反対する王滝村の願書である。<sup>(40)</sup>

#### 〔史料10〕

乍恐奉願口上覚

一、当村ニ御預り林四ヶ所御座候處、今度当村明御山ニ而御材木被仰付  
付入御座候付、右御預り林之内より茂御材木伐出可申由、右御預  
林之義者、先年より為村用木、或ハ水上立置候場所ニ御座候間、御材  
木ニ御出シ被遊候而者、道橋用木并水上拵迷惑仕候間、右之場所、  
入御除被下候様ニ奉願上候、以上

宝暦七年丑十月 王瀧村庄屋 彦八

組頭 仁左衛門

（以下、組頭六人略）

木曾御材木方御役所

（後略）

尾張藩では、この年、明山から御材木を伐出すため柵入を決め、さらに村預り御林からも同じく御材木伐出を申付けた。しかし王滝村では、村預り御林四ヶ所は元来「村用木」または「水上」のための保安林で、御材木伐出しはこの機能を損なうとして柵入の免除を求めたのである。

この史料から、やはり百姓控山林（村預り御林）は、本来的には用水涵養、田畠土砂防備などのために植え立てられたもので、その機能を損なわない限り、家作用材や道橋用木に利用してきた様子がうかがえる。一方、尾張藩でもその点は首肯しながらも、一度山林取締のため回収・村預けとした

以上、必要ならば明山同前に御用材伐出が可能と考える場合もあり得たわけである。しかし宝暦七年になって実際に御用材伐出を敢行したところ、右のような村方の反対を受け争議となつたのである。

### 三 田沼時代の「新規立林」処分と雜木植林

さて、元来は保安林として村々で植え立てた百姓控の山林は、享保林政改革の結果、村御預りの山林となり、控林と御林という二つの側面も持つようになつた。さらに、相次ぐ書上により範囲が特定されていったわけだが、新規の植え立て（「新規立林」）が皆無であったわけではない。むしろ、享保期以後も村々では新規の植え立てが続き、田沼時代には再び尾張藩当局が注目するほどにまで拡大する。

そこで本章では、この新規立林について田沼時代を中心に検討したい。

#### （二）安永九年「辰年以後新規立林」の処分

安永九年（一七八〇）三月、村預り御林に關する廻状が、山村代官所から王瀧村はじめ木曾谷中村々に到来し、つぎのようない連判請書が作成されている。<sup>(41)</sup>

#### 〔史料11〕

（前略）

差上申一札之事

一、新規立林之儀者、元來御停止ニ御座候處、享保九辰年、從尾州被仰出候者、木曾村々百姓共之内、控之山林所持仕候者も有之由、全体

木曾之義、百姓控之山林者無之儀ニ候得共、其村々明山之内を其所之百姓共控候様ニ申成シ候物と相見候間、山林控と申儀相止候様ニと之御事之由ニ而、右之段、辰年被仰渡、尤、右山林之義者御取揚、村方江御預ヶ被置候段被仰出之趣共ニ一統承知奉畏罷在候、右之通被

仰出候付而考、辰年御改御預ヶ林之外ハ新規立林ハ仕間敷苦ニ候処、

村々より心得違ニ而田畠地続等其外ニも面々ニ控山と心得、追年新規立林仕候者も有之、木草取候場所も狭相成、其上、猪猿等籠り候由相聞候、前顯之通新規立林ハ仕間敷苦ニ候処、甚不埒之義ニ候間、辰年御預ヶ林之外、追年立林之分ハ村中入合ニ而早速伐潰候様可仕旨

但、辰年以後新規立林之内ニも立置候而格別利益有之、村中一統之助成ニ相成候場所も有之、立置申度候ハ、其段御役所江相願候様御吟味之上、何れニも可被仰付候

右之通、今般被仰出一統奉畏候、若相背候者御座候ハ、当人者不及申村役人共ニ急度曲事ニ可被仰付候、仍而惣連判差上申候処、如件

安永九年二月 王瀧村 役人并惣百姓連判

▼山村家御材木奉行▲ ▼庄屋壱人・組頭拾五人・百姓武百三人▲

永井六郎左衛門殿

( 後 略 )

このように、享保九年(辰年・一七二四)に「百姓控之山林」を「村方江御預ヶ」とした件を再確認した上で、「辰年御改御預ヶ林之外ハ新規立林ハ仕間敷苦ニ候処、村々より心得違ニ而田畠地續等其外ニも面々ニ控山と心得、追年新規立林仕候者も有之」との状況を問題視している。すなわち、享保九年の「辰年御改御預ヶ林」以外は新規立林は御停止であるはずのところ、近ごろ村々では田畠地続きをはじめその他の土地を「控山」のよう

に心得違いして、年々新規立林を繰り返す者たちがいるという。そこで、辰年の御預ヶ林を除き、年々新規に立林した分は村中で「早速伐潰」すべきとの仰出である。

たしかに、尾張藩では百姓控之山林の存在を否定している以上、とくに保有を許可した辰年御預ヶ林以外は伐潰とすべきとした点は異とするにあたらない。が、ここで注目すべきは「辰年御改御預ヶ林(享保度林もやはり「人民自ラ仕間敷苦」とあることから、辰年御預ヶ林(享保度林もやはり「人民自ラ新植」した新規の立林である事実が確認できる点である。さらに注目すべきは「追年新規立林仕候者も有之」といった様子で、「辰年御改」以後も新規植え立てによる控山林の拡大は止まらず(「追年新規立林」)、ついに享保度林は合六一一ヶ所、新立林は合三六一五ヶ所と記されている。<sup>(42)</sup>享保度林は辰年御預ヶ林であり、新立林は、辰年(享保九年)以降の「追年新規立林」であるから、少なくとも明治九年(一八七六)の調査報告を見るかぎり、新規立林の分は伐潰されなかつたか、あるいは伐潰された後、再度、植え立てによって復活拡大をとげた様子がうかがえる。

さらに「追年新規立林」の展開を、表1「木曽村々山林調一覧表」のうち、享保度林・新立林に関する項目に注目して確認してみると(表2)参考照)、四ヶ村すべてにおいて、享保度林よりも新立林の方が反別・木数とともに上回っていることが分かる。木種を問わなければ木数は、王瀧村(約二二倍)、上田村(約三・六倍)、荻曾村・藪原在(約五・二倍)、長野村(約三・二倍)と、約三・二二倍に達している。

〔表2〕明治七年ごろ・享保度林・新立林の様子

村名	山林種別	反	別	木数	木種		
王滝村	享保度林	19町	9反	3畝	13歩	2,751本	五木、雑木
	新立林	345町	4反	3畝	24歩	60,412本	五木、雑木、栗木
上田村	享保度林	55町	5反	8畝	2歩	12,822本	雑悪木
	新立林	一町	一反	一畝	一步	46,682本	雑悪木
荻曾村 藪原在	享保度林	42町	2反	3畝	一歩	6,481本	五木、雑木、栗木
	新立林	146町	1反	5畝	14歩	33,430本	五木、雑木、栗木
長野村	享保度林	51町	2反	5畝	15歩	17,107本	雑悪木
	新立林	108町	一反	3畝	4歩	55,340本	雑悪木

本表は〔表1〕木曽村々山林調一覧表（抜粋）から、さらに享保度林・新立林に関する項目を抜粋して作成した。

どうやら安永九年の仰出で新規立林は伐潰されずに、むしろ大部分が保全されたようである。その様子が、つぎの史料からもうかがえる。<sup>(43)</sup>

## 〔史料12〕

以廻状申入候、然者、此間新規立林伐潰之義被仰付候處、了簡違も有是、猥ニ切取申間敷、其上、新規立林伐取可申候共、勿論、御停止木并松栗等手差し申間敷候、村中一統相談納得之上伐取可申候、尤、外村入込之場所ニ而無之候所江一切入込申間敷、右之段、宿村へ申触候様只今被仰付如此ニ御座候、無問違村中江被仰付、心得違無是候様御取扱可被成候、為其如此御座候、以上

（安永九年）三月十六日

龜子孫太夫

白木郷左衛門

年寄中

黒川村より岩江村迄

（郷カ）  
御庄屋衆様

三月十八日五つ半頃到着、直ニ三尾へ遣す

このように「此間新規立林伐潰之義」に関して、「了簡違」があつたようで、伐潰に乗じて「御停止木并松栗等」を伐取る者がいたという。そこで、御停止木（五木）や松・栗木などには「手差し」（手出し）しないよう仰付けている。すなわち、新規立林のうち五木や松・栗木は伐潰を留保されたようで、「村中一統相談納得之上」で伐取り潰す箇所を決めるように申し付けていた。

また、〔史料11〕の但し書きに、「辰年以後新規立林」のうちに、そのまま立て置いたならば「格別利益有之」場所があり、しかも「村中一統之助成」になる場所もあるので、「立置申度候ハ、其段御役所江相願候

様」としている。結局、「追年新規立林」「辰年以後新規立林」は、伐潰が命じられながら、五木および松・栗木に加えて、「特別利益有之」あるいは「村中一統之助成」になる木々は伐潰を留保され、その大部分が伐潰を免れたのではないだろうか。事実、享保度林・新立林の主な木種が、五木・栗木と雜木であるのは(表2)参照)、こうした伐取留保分の反映であり、享保度林よりも新立林が三一二二倍に達しているのは、かかる留保分が順調に生育し、かつなおも新規立林が進展した結果と考えられる。

## (二) 尾張藩による雜木植林の動き

ではなぜ安永九年(一七八〇)に、「史料11」のような辰年以後の新規立林を伐潰す命令が出されたのか。一つには、「史料10」で述べたとおり、尾張藩では尽山化の進展からか宝暦年間ともなると村預り御林から御用材を伐出す必要が生じてきただためである。実質的には百姓控之山林として「自分用木」の伐出しを認めていたはずが、ここにきて、再度、村預り御林(百姓控之山林)の有り様を確認して「御停止木(井松栗等)」など、尾張藩が必要とする木々の掌握を志向したと考えられる。よつて、その主眼は「史料11」の伐潰命令ではなく、新規立林の中の五木や松・栗木の伐採禁止を確認した「史料12」の内容であったといえよう。

それに加えて尾張藩では、田沼時代を通じて檜などの植林事業が増加したことが、「史料11・12」のような一連の仰出になつたと考えられる。田沼時代には長崎奉行を兼帶した勘定奉行石谷清昌による「差杉差檜」事業が幕府により全国的に展開した。これは「差杉差檜仕様」という植林方法書を全国の御林に布達して新たな山林造成を試みたものである。この

幕府の事業が、幕府御林同前と認識されていた木曽山にまで波及した結果、尾張藩では檜などの植林が大規模に行われた。<sup>(44)</sup>結果、檜苗などの植付状況を調査する役人が村々に多く立ち入った時期でもあり、改めて享保度林や新規立林に目が向けられたのであろう。

また尾張藩では、新規立林といった木曽谷中村々の百姓による造林の成功に触発されたのか、この時期、檜など植林事業と連動して栗木など雜木の植林を村々に命じている。

例えば、明和五年(一七六八)ごろ、尾張藩では栗苗を購入して湯舟沢村に下渡し、立苗・植苗とも合四万六〇〇〇本余を仕立てさせ、安永元年に下渡し、立苗・植苗とも合四万六〇〇〇本余を仕立てさせ、安永元年(一七七二)、栗木植栽を望む近隣の村々へこの苗木を下渡して栗木植付を試みている。<sup>(45)</sup>

また天明六年八月には、尾張藩御材木方からの廻状により、木曽谷中の村々に対して檜とともに雜木などの苗植付が命じられている。この際、山中の檜、雜木の小生を大切に育て苗木とすること、苗植付は本切した後の切株ごとに苗木二、三本づつを植えつけること、今回の御入用は御材木方から支給されることなどが仰渡されている。<sup>(46)</sup>

このように田沼時代は、尾張藩が木曽山において檜などの植林に加えて栗木など雜木の植林を志向した時期であるが、このことは木曽谷の百姓による新規立林成功と無縁ではないと思われる。しかも、結果的には尾張藩がおこなつた檜・杉など大規模用材の素となる山林の造成が失敗したのに対して、村方百姓による栗・松木など保安林や家作用材としての山林の造成が成功している点は見逃せない。上からの命令ではなく、「人民自ラ新植」「労力培養」したからこそ、雜木の新規立林は成功したといえよう。

### (三) 栗木の効用

最後に、木曽谷中村々における新規立林や尾張藩の雑木植林事業において、主として栗木が選ばれた理由について考えておきたい。

木曽山では、五木が御停止木(伐採禁止木)となつた以上、用材として有効とはいへ、五木を新規に植え立てたとしても、ともすれば百姓にとって利用不可能な山林を造るだけの結果となる。そうした中、伐採が制限されているとはいへ、民間の用材となり得る木種として栗木が選ばれたのは当然といえる。事実、明治一三年(一八八〇)の第二回内国博覧会に出品された木曽材の解説において、栗木は「山中原野を問はず能く成長し、就中陰寒の地生長最も速かなり」として、土地を選ばずに速やかに成長することが強調されている。しかもその効能として「船艦・建築土台、其他資用する所大に広し、薄片となして屋根を葺くときは三四十年の久しきに耐え、又実を採り食用に供す」として、用途の広さがあげられている。<sup>(47)</sup>まさに五木御停止後の木曽山においては、その代替用木として栗木は重宝であったのであろう。

また、注目すべきは「実を採り食用に供す」とある点で、事実、先にあげた安永元年(一七七二)の尾張藩による栗木植栽事業でも、事業推進の理由として用材確保とともに「植付置候而五年も経候上ハ、実を結ひ候ニ付、所々糧ニも相成御救之筋ニ相成候」との理由をあげている。このように栗木は、生活用材となるだけではなく、非常の夫食としても期待できた。この点は五木にはない特性で、百姓が自分用木のため控山林を新規立林する動機とも、尾張藩が新規立林を默認した遠因ともいえよう。

### おわりに

以上、本論文では、木曽谷中村々の百姓による「新規立林」成立の様相について取り上げ、雑木植林が行われた端緒から新規立林成立の様子・利用の実態を明らかにした。合わせて、新規立林により成立した「自分持林」「百姓控之山林」の存在が明治初頭に「享保度林」「新立林」として認められ、官民有区分が進展する中、木曽全山の「官林」編入を目論む明治政府の動きを牽制し、「私林」(民有林)創出の契機となつた様子を取り上げた。

まとめるに、明治政府によって明治六年(一九七三)七月から明治一〇年六月に執行された官公私有区分・官民有区分において、木曽山の実地調査にあたつた筑摩県が、私林(民有地)比定の基準としたのは、享保度林・新立林という二種類の山林の存在であった。前者は享保九年(一七二四)の木曾山總檢地の結果、旧尾張藩が百姓控を公認してきた山林、後者は「人民自ラ新植」し数百年来私有する山林である。筑摩県は再三にわたる明治政府の難色にもかかわらず、これら山林を私林に編入するよう要請してきたのである。結果的にこれら山林は私林(民有地)編入となつたわけだが、ここで一つの疑問が生じてきた。すなわち、尾張藩は元來、木曽全山を御林としたとする見方が従来からなされ、にもかかわらず、官民有区分では享保期に私林(享保度林)が認定され、さらには「人民自ラ新植」による私林(新立林)が成立していたという見方が存在する点である。

そこで享保度林、新立林の江戸期における様相を同時代史料から見直したところ、木曽山には旧來の慣行から「自分持林」があり、五木御停止や

栗木・松木などの伐採制限にもかかわらず、なおも「自分用木」調達の場所として、百姓に留保されてきた様子が見うけられた。ところが、享保九年の林政改革の際、この「自分持林」「百姓控之山林」は回収され、新たに「村預り御林」になる。従来の研究では、この際の控山林の回収・村預りの事実をもって、木曾全山が御林化したと評価してきた。が、実際にはなおもこれら山林は百姓側において「拙者控」と目され、事実、尾張藩でも「書付を以御断」の上ならば、百姓の「自分用木」を認めていた。すなわち、尾張藩では山内取締強化として、百姓控山林の回収と村預けをおこない、その上で百姓には用益権を留保したのである。というのも、百姓控山林は、本来、村々の水源涵養・土砂流出防止・風水害防備のため、百姓が自力植栽してきた一種の保安林であつたからである。そうした所以からすれば、管理・用益の実を村方に委ね、尾張藩は書付などによる取締のみに従事するのが現実的であったのである。しかも、こうした村預り御林の書上によつて、結局、それまで慣行的保有にすぎなかつた百姓控山林が明確に百姓たちの保有に帰した、まさに「私林」成立の端緒であつたのである。これこそ官民有区分で「享保度林」とされた山林であつた。

しかも、これら「人民自ラ新植」した百姓控山林は拡大を続け、安永九年（一七八〇）になつて、尾張藩から「辰年（享保九年）以後新規立林」を伐潰ようにと通達される。元来、自力植栽の結果として成立した控山林でもあり、その新植の指向性は止まることを知らず、ついには「村預り御林」の三倍から多い場合には二二倍もの規模に拡大してしまつたのである。このため、尾張藩では控山林の拡大による「木草取候場所も狭」なり「猪猿等籠候」ことなど作物栽培や山林經營への悪影響を鑑みて、今回の伐潰命令となつたのである。とはいえ、新規立林のうち、五木および栗・松木、

さらには百姓利用の分についても伐潰を免除したため、この山林は明治まで維持・拡大を続け、結果的に「数百年來私有スルニ相違無之」「銘々其力ニ応ジ地所分割、苗木等植付労力培養致」し来たのである。これこそ官民有区分の際に私林と比定された「新立林」の成り立ちである。

また、これら百姓控山林として新規立林された木種の多くが栗木であった点も見逃せない。これは、五木御停止木の結果、伐採制限されているといえ用材となり得る木種として栗木が選ばれた結果であり、さらには、「植付置候而五年も経候上ハ、実を結ひ候ニ付、所々糧ニも相成御救之筋ニ相成候」といった、救恤夫食ともなり得る栗木の特性の結果でもあつた。この点は五木にはない特性であり、百姓が「自分用木」として「自分持林」「百姓控之山林」「村御預り御林」「追年新規立林」などとして新たにかかる新規立林の存在を黙認した遠因となつたとも考えられる。

以上、近世木曽山では、栗木など雜木の新規立林が百姓「自ラ新植」の働きによって試行され、尾張藩による造林事業が失敗する中、新たな山林造成に成功したこと、結果的にその動きが官民有区分の際に評価され、私林（民有地）比定の根拠とされたことなどが、近世におけるいわば民間の自助努力による造林事業の意義としてあげられよう。最後に、こうした新規立林を可能にした技術的な側面や栗木など雜木に対する材木市場での動きなどを今後の課題として本稿を終えたい。

## 註

(1) 木曽山における官民有区分の動きについては、児玉幸多「木曽山林の地租改正」（『法政史学』第一四号、一九六一年）、町田正三「長野県における山林原野

地租改正の実施過程（1）～（3）」（『信濃』第二六巻第九・一一・一二号、一九七四年）大島真理夫「長野県木曽地方における明治前期の官林境界調査について」

（『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五一年度、一九七七年）、町田正三「木曽谷山林の官民有区分について―木曽御料林事件の起因―」（『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五二年度、一九七八年）を主に参考した。また、同時期における近代木曽林業の様子については、田原昇「近代木曽林業と第二回内国博覽会―『第二回内国勧業博覽会関係文書』より―」（『徳川林政史研究所研究紀要』第四〇号、二〇〇六年）参照。

（2）「報告木曾山林誌」（徳川林政史研究所蔵（以下、林政史蔵と略）・林一六四

「市川氏履歴書・おほやけ帖・報告木曾山林誌」所収）。

（3）田沼時代以降における木曽山植林事業については、田原昇「山村甚兵衛家による木曽山林支配の様相―御闕所御預と植林との関係から―」（『徳川林政史研究所研究紀要』第四二号、二〇〇七年）に詳しい。また、この点については第三章

第二節で詳述する。

（4）藤田佳久「日本・育成林業地域形成論」（古今書院、一九九五年）一〇六・

一〇七頁、前掲註（3）田原論文六・八頁。

（5）前掲註（1）田原論文一四一～一四五頁。なお、この点については第三章第一

二節で詳述する。

（6）筑摩県・長野県が私林比定の基準として注目した旧幕以来の山林には享保度

林・新立林以外に、黒川村庄屋吉幡家が田主木曽氏から給付されたと称してきた代々の控山「古山」（五貫文山）がある。また同村には、元来は旗本馬場大助が

「私有」し、同人が美濃國に移領となつた際に親族へ分割移譲した「三貫文山」と呼ばれる山林があり、これも私林比定の基準となつた。が、本論文では民間造林（新規立林）による「百姓控之山林」「私林」の成立事情を取り扱うため、五

貫文山・三貫文山の検討は割愛した。なお、前者については、山本英二「尾張藩の歴史編纂事業と木曽の百姓控山―黒川村吉幡氏「古山」を事例に―」（『徳川林政史研究所研究紀要』第二二六号、一九九一年）に詳しい。

（7）本章では官民私有区分・官民区分の動きについて、とくに断らないかぎり、前掲註（1）町田論文（一九七八年）を主に参考した。

近世木曽山における「新規立林」成立の様相

（8）前掲註（1）町田論文（一九七八年）一七六・一七七頁。

（9）「百姓控山林之儀ニ付被仰渡書并御請書留」（林政史蔵・林二七）所収。なお、本論文引用史料中、記号▼から▲は朱字の範囲を示す。

（10）前掲註（9）同史料。

（11）徳川林政史研究所には「山林調一覽表」と題された田畠・官林・公有地・私林（享保度林・新立林）などの反別・木数取調結果が四ヶ村分（王滝・上田・荻原（合敷原在）・長野）残されている（林政史蔵・林絵図二一四）。恐らく、他村でも同様の一覧が作成されたものと思われる。

（12）「伊諏筑ノ三郡ニ関係アル分進達留」（林政史蔵・林一一「木曾古書類三」所収）。

（13）前掲註（12）同史料。

（14）前掲註（1）町田論文（一九七八年）一八三頁。

（15）前掲註（2）同史料。

（16）前掲註（1）町田論文（一九七八年）一七七～一七九頁。

（17）前掲註（1）町田論文（一九七八年）一八七～一九一頁。

（18）山本英二「木曽林業にみる享保改革の歴史的位置―尾張藩の役負担をめぐつて―」（『徳川林政史研究所研究紀要』第二五号、一九九一年）六〇～六一頁。

（19）前掲註（6）山本論文一九・二〇頁。

（20）木曽御料林事件とは、明治一四年（一八八一）から同二八年まで約二五年にわたって、木曽谷住民が木曽山林を官林（のち御料林）から民有林へと下げ戻す

よう訴願した運動、あるいは下げ戻し不可の見返りとして恩賜金下賜を誓願した運動をいう。これは、明治政府が木曽山林の官有地編入を過剰に断行し、これまでの慣行に基づく明山などの利用まで除外したことによる因があつた。詳しくは、前掲註（1）児玉論文三四～三八頁、前掲註（1）町田論文（一九七八年）一七四・一七五頁を参照。

（21）島崎正樹の歎願書の意義については、所三男「青山半蔵と木曽の山林事件」（『徳川林政史研究所研究紀要』昭和四六年度、一九七二年）、所三男「近世林業史の研究」（吉川弘文館、一九八〇）六三～六三九頁、前掲註（18）山本論文五七～五九頁、北條浩「島崎藤村『夜明け前』における木曽山林事件の背景としての

文学的イデオロギーの側面』(『徳川林政史研究所研究紀要』第三二号、一九九八  
年)などを参照した。

る。

(37) この点については、第二章第一節で詳述する。

(38) 前掲註(9)同史料。

(39) 「指上申一札之事」(長野県編『長野県史』近世史料編第六卷中信地方(木曾  
地方)(長野県史刊行会、一九七九年)所収「三三七 嘉保十三年十月 谷中村々  
御預り林取締請証文」)。

(40) 前掲註(9)同史料。

(41) 前掲註(9)同史料。

(42) 前掲註(2)同史料。

(43) 「以廻状申入候」(王滝村編『村誌王滝』上巻(王滝村、一九六一年)四九五  
頁)。

(44) 前掲註(3)田原論文一〇一二頁。

(45) 「木曾井二ヶ村杉植付場所之事」(林政史藏・林一三七「山林古書類」)。

(46) 「檜雜共苗為植候儀ニ付廻状」(林三六一「妻籠村留帳」五冊所収)。

(47) 「博覽会出品材解説」(中部森林管理局所蔵・整二〇七「(明治十三年)博覽会  
一件録」所収)。また、内国博覽会の出品材については、前掲註(1)田原論文一  
四二一四七頁を参照。

- (22) 前掲註(21)所同書ハ三二頁。
- (23) 前掲註(18)山本論文六〇一六二頁。
- (24) 前掲註(21)所同書ハ二三頁。
- (25) 「急度申渡覧」(林政史藏・林一五「宝永五年より嘉永二年迄 御停止木井切畑  
記録」所収)。
- (26) 前掲註(3)田原論文一二一三頁。
- (27) 前掲註(9)同史料。
- (28) 前掲註(9)同史料。
- (29) 前掲註(21)所同書ハ二三二六二四頁。
- (30) 前掲註(18)山本論文六〇一六二頁。
- (31) 前掲註(21)所同書ハ二三二六二四頁。
- (32) 前掲註(9)同史料。
- (33) 前掲註(21)所同書ハ二三二六二四頁。
- (34) 前掲註(9)同史料。
- (35) 「村預り御林書上帳」(前掲註(9)同史料所収)。
- (36) 〔史料8〕中の「立置」の意味については、第三章第一節で、再度取り上げ